

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第8回議事録

消費者庁消費者制度課

第8回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成26年11月5日（水）14:00～16:00

場 所：消費者委員会 大会議室

1. 開 会

2. 報酬及び費用の基準に関する事項②

3. その他

4. 閉 会

升田座長 それでは、定刻でございますので、ただいまから、第8回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催したいと思います。議事に入ります前に、本日の配付資料につきまして、消費者庁から御説明をお願いいたします。

小田専門官 皆さん、こんにちは。本日も御議論よろしくをお願いいたします。

資料1が、今回御議論いただく資料になりまして、別紙も含めての構成となっております。

資料2が検討事項と今後の進め方になり、今回御議論いただくところについては、下線を付しております。

また、参考資料として、参考条文もあわせて配付しております。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。本日は、前回に引き続きまして「報酬及び費用の基準に関する事項」、「その他」の事項を検討事項としております。今回の資料1は、第1から第4に分かれておりますので、順次検討の対象としたいと思います。

まず、資料1の第1の1から2まで御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第1について、御説明いたします。第1の「1. 費用についての基本的な考え方」ということで資料を作成させていただいております。まず、特定適格消費者団体が、授権を受けた消費者から受領する金銭には報酬と費用があります。「報酬」とは、一定の事務を処理するための統一的な労務に対する対価をいいます。例えば、特定適格消費者団体の負担した人件費については、報酬によって賄われることとなります。

次に「費用」とは、受任者が相当の注意を持って事務処理上必要と判断して支出した費用であって、結果的に委任者にとって必要であったか否か、また、委任者にとって効果が残ったか否かは問わないというのが大審院の裁判例での立場になります。例えば、特定適格消費者団体が弁護士に依頼した場合の弁護士費用、通知公告に要する実費、裁判所に納める郵便切手代・収入印紙代などが費用に該当すると思っております。

そして、費用については、消費者のために支出したものであるから、特定適格消費者団体が授権を受けた消費者から回収できるとすべきであると考えられます。これが基本的な考え方になるかと思っておりますけれども、費用のうちでも、①金額が定まっているもの（例えば債権届出に要する印紙代）、②金額に幅があるものの、その額が小さいもの（例えば書類等を送付する費用）、③金額に幅があり、その額が大きくなるもの（例えば弁護士費用や鑑定に要する費用）などがあります。

①金額が定まっているものについては、金額が定型的であり特定適格消費者団体には裁量の余地がありません。②金額に幅があるものの、その額が小さいものについては金額が小さいという事情がありますので、この①と②については全額を消費者から回収できるとしても、消費者の利益の擁護の見地から不当なものには該当しないのではないかと。他方で、③金額に幅があり、その額が大きくなるものについて

は、費用のうちに占める割合が大きくなり、無制限に全額を消費者の負担としてしまうと、消費者の利益の擁護の見地から不当になってしまう場合があります。

そこで、①及び②については、全額を消費者から回収できるとし、③については、後述のとおり、特定適格消費者団体の報酬とあわせて上限を設けるべきだと考えられます。具体的な振り分けについては、項目Aについては全額を消費者から回収できるとし、項目Bについては上限を設けるべきであると考えています。

項目Aについては、裁判所に納める郵便切手代、裁判所に納める収入印紙代、登記簿謄本とか登記事項証明書を取り寄せるのに必要な費用、あとは事務消耗品とか謄写費用というものが含まれております。

項目Bとしては、弁護士費用とか鑑定に要する費用、通知公告費用とか仮差し押さえに要する費用というものが含まれています。費用の項目でここに挙がっていない、漏れがある場合については「その他の費用」として、項目Bに含めている形にしておりまして、そういうものは上限の範囲内でとる形になります。

次に「2. 着手金等について」御説明させていただきます。ここでは、前回御議論いただいたところとほぼ同じ形になりまして、後掲3. 記載のとおり、1. の項目Bの費用及び特定適格消費者団体の報酬、以下、これを「報酬等」と言いますけれども、これについては上限を定めるべきであり、その上限は回収された金額のうちの割合をもって示すことが考えられますが、回収された金額が極めて低額またはゼロとなる場合があります。回収された金額のうちの割合をもって上限を画すると、特定適格消費者団体の報酬等が僅少なものになることがないことになってしまう。しかし、その場合であっても、特定適格消費者団体に一定の事務処理を依頼するものであるから、一定程度は、消費者に負担を求めることができるとしても消費者の利益の擁護の見地から不当なものとは言えない。そこで、回収された金額が極めて低額またはゼロとなる場合であっても、消費者に1万5,000円を上限に負担を求めることはできるとすることが考えられます。

また、弁護士に依頼する場合に着手金の支払を求められることが多いことを踏まえると、特定適格消費者団体が授権に際して着手金の支払を求めることがあり得ます。もっとも、特定適格消費者団体が自由に着手金の金額を設定できるとすると、最終的に回収された金額によっては着手金が報酬等の上限を超える場合が発生し、特定適格消費者団体が、着手金の一部を返金しなければならないこととなります。しかし、そのような事態は、消費者と特定適格消費者団体との間に無用のトラブルが生じかねず、また、消費者と特定適格消費者団体の権利関係を複雑にするおそれがあります。そこで、特定適格消費者団体が消費者に着手金の支払を求める場合には、返金がないようにする必要があります。具体的には（1）で記載した回収金額が極めて低額またはゼロとなる場合であっても、消費者に支払を求めることができる金額を着手金の上限とすることが考えられます。

資料の説明は以上になります。今回、消費者庁がお示ししている資料では、回収された企業が極めて低額またはゼロとなる場合であっても、1万5,000円であれば、これを消費者の負担にすることができるのではないかとしておりますが、この1万5,000円という金額について、特に御議論いただければと考えております。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。大高委員。

大高委員 ありがとうございます。まず、最初の「1.費用についての基本的な考え方」でございますけれども、一般論としては、おおむねそのとおりだろう、そういうところではないのかなと思っておりますが、何点かまず確認をさせていただければと思います。

項目Aとして整理をされている費目については、着手金のところでも一度同じようなことが議論になっておりますけれども、仮に当該対象消費者の債権が回収できなかった場合でも、これは対象消費者に負担をお願いし得るという性格の費用と理解していいのかどうかというのが1点です。それを前提にして、例えば、受任のときに概算額を預かって、最終的に精算をするといった形で、授權を依頼したときに受け取っておくことも許容する趣旨なのかどうか、その2点についてまず確認をしたいと思っております。

次に、「2.着手金等について」の意見を申し述べておきます。前回の検討会でも申し上げたところですが、現状、特定適格消費者団体に対する金銭的な公的支援がなかなか期待できないという状況を前提にするのであれば、回収金額が極めて低額であるとか、ない場合において、特定適格消費者団体が費やした費用や労力の一部について対象消費者に御負担をいただくというのは、結論においてやむを得ないのかなと思っております。

ただ、問題は、小田専門官からもありましたとおり、1万5,000円を上限とするのが適切なかどうかということかと思っております。これについては、やはり議論の余地があるかと思っております。

特に今回の制度の第二段階においては、特定適格消費者団体は授權拒否というものは基本的にできない立て付けになっておりますので、例えば非常に手間がかかる事案であっても受任をしなければいけませんし、また、証拠が全くなくて、事業者に争われれば、本当に認められるかどうかわからないケースであっても、必ず授權を受けなければならないということが制約として元々ある仕組みになっておりますので、そういった場合も含めて常に1万5,000円が上限というのはいかがなものかと思っております。あくまで、上限でありますから、その上限の範囲内で適宜ケースバイケースで団体においてしかるべき金額を定めればいいのであって、そういうことも考えると1万5,000円というのは少なくとも低過ぎるのではないかと思うところです。

以上です。

升田座長 今、2点確認事項ということですのでけれども、まず、ほかの委員の方の御意見を伺ってからと思いますが、いかかでしょうか。どうぞ、和田委員。

和田委員 着手金の上限として、1万5,000円という数字が一応【P】ということに入っているのですが、この1万5,000円をどういう背景で導き出されたのかお教えいただけると、それをきっかけに議論しやすいのではないのでしょうか。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。

それでは、ただいまの着手金の根拠と大高委員の2点の御確認事項がありますので、それらについてお願いいたします。

小田専門官 お答えいたします。まず、大高委員から質問のあった項目Aについては、2.の着手金の上限の1万5,000円とは別にとっていいのかという問には、これはもう別にとっていいという趣旨で考えております。そして、2番目の質問の実費について預り金としてとることについては、正直に言うと、この案をつくっている中では想定されていなかったのですけれども、もし実際に預り金としたものを別の会計にしておいて、それが他のことに使われないような、実費にしか使われないような形にするのであれば、そういう余地はあるのかなと思っています。

ただ、そうすると、2.の後半のほうで、前回御議論いただいたようなお金の返金トラブルというのが実は出てきてしまうのではないかと考えていますので、そういう点も踏まえて改めて御意見をいただきたいと思いました。

和田委員から御質問がありました、1万5,000円の根拠なのですけれども、正直に言うと、ここについては明確な根拠というものは無いのですが、幾つか参考となるような点を示したいと思います。日弁連の昔の報酬基準ですと、事件を依頼するときの最低の着手金は10万円となっていて、それよりは大幅に低く抑えているかと思っています。また、手続が別になってしまうのですが、東京弁護士会がADR手続を主催しておりまして、仮にそこの手続を利用する場合ですと、申立てに対しては申立手数料としてたしか1万円で、更に期日を1回ごとに5,000円の期日手数料という形をとられておりますので、申立て1回目の期日分の1万5,000円ということで、ここもそれ相当ぐらいかなというところで、この1万5,000円という数字を考え出しております。

ただ、制度としては、この制度はほかに類例がない制度だと思っていますので、今言ったところがどこまで参考になるのかという点はあるので資料には掲載しておりません。ただ、そういうあたりを加味して1万5,000円というものを示しております。

升田座長 私が、お答えすることもないのですけれども、先ほどの預り金については、非常に難しいというか、厳格な取扱いがありまして、弁護士が事件を受ける場合には、先ほどの議論になっています着手金につきましては、報酬としていただくということで特段の事情がない限り、預り金扱いにはしないのですけれども、本当に預

り金ということであれば、これは明確に分離して管理するということをやっていると思いますし、もちろんそれぞれの弁護士で違うところもあると思いますけれども、最近はそのような具合にしていると思いますので、預り金は預り金として明確に区分し、かつ、経理をするという取扱いを弁護士はしています。

ただ、今回の消費者団体の場合にどうするかということは、別途検討すべきことだと思いますけれども、そういう背景があることは認識していただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 お取りまとめをありがとうございます。大変詳細に分析されていて、大変参考になりました。ありがとうございます。

まず、第1のところなのですけれども、想定しておいた方がいいと思うのが、今回の特定適格消費者団体の対象事件は、損害賠償などは含まれないので、その部分については、特定適格消費者団体から委任を受けた法律事務所なりが別途任意に授権を受けて訴えることになると思います。

そうすると、この項目A、項目Bとある中の、特にBの弁護士費用については、何が特定適格消費者団体の手続としての費用であって、何が別に授権している事件の費用なのかが不明確なることを懸念します。特に根本的な事実は多分一緒でしょうから、事件の分析に要する手間とかコストは共通すると思われれます。したがって、法律事務所側がどういった項目に費用を使っているのかをしっかりと明らかにしておかないと、消費者との関係では後でお金のトラブルになるおそれがあると思います。

ですので、法律事務所側の費用が何に使われたのかというところを明らかにして、そこを起点にして消費者側からガバナンスを効かせることをベースとして考えておくことが重要だと思っております。

あと、2点目の2.の1万5,000円のところなのですが、これを私が読んでいる中では、項目A、項目B両方含んで1万5,000円とは読んでおりました。項目Aのところを別にとるという話になると、金額の規模がどれくらいになるのか次第だと思っております。

消費者としては、1万5,000円を最初に支払をして授権することになりますけれども、授権の際に返ってくるのかどうなのかがわからないという状況だとすると、やはり授権しようか、どうしようかと悩むと思われるのです。

ですので、団体側がこの事件についてはこういうことで勝算の見込みはどれくらいですか、あなたがお持ちの証拠からだったらこんな感じですよという説明をしっかりと担保することが一番重要なのかと思っております。したがって、費用だけ支払って回収が結局できない可能性があることをちゃんと説明して、その確率がどれくらいかということをちゃんと団体側に説明していただくべきかと思っております。以上です。

升田座長 三木委員、どうぞ。

三木委員 私も、着手金の上限の1万5,000円ということですので、先ほど大高委員がおっしゃったように、案件によっては、金額をスライドさせるような方法をお持ちなのかどうかとか、この1万5,000円というのは、多分団体にとっても、消費者にとっても納得できそうな金額かなというのは何となくわかるのですけれども、ただ、事案によって何らかの幅を持たせてもいいのではないかと思いますので、その辺を考慮されているのかちょっと確認をしたいと思います。

升田座長 今の点について、お願いいたします。

小田専門官 今の金額は、最初の依頼を受けるときの債権届出をする金額にスライドさせることはあり得ると考えていまして、この資料の中ではそこまで複雑化させるのはどうかというところで、金額によってスライドさせることは考えていないのですけれども、現実としてはあり得るように思っていますので、もしそういう御意見が多数であればその方向で検討してみたいと思っております。

升田座長 ほかに、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 先ほど、質問に対して御説明ありがとうございました。

座長の御説明で、着手金について、報酬の扱いで預り金とは別という御説明を伺ってなるほどということで理解いたしました。当初この文章を読んだとき、着手金にはこの費用と報酬の両方が含まれると思っていたのですけれども、もし報酬として取り扱うということであれば、費用としてもらえる分の上限と、報酬としてもらえる分の上限を分けて議論した方が、自分がもし対象消費者でこの手続に入るのだとしたら、分かりやすいかなと思いました。特にこの手続に参加しても自分はもしかしたら訴額を回収できないかもしれないけれども、一応手続を踏んで確認をしたいというときであれば、報酬というよりは費用については、最低限これぐらいは手続に参加することでかかるのだから、それはしょうがないですという方が、自分だったら納得できるかなと思いました。

ですので、この着手金について議論する際に、できれば費用としてもらえる上限、報酬としてもらえる上限を分けて議論した方が消費者にとってもわかりやすいかなということと、その場合、その報酬についての上限なのですが、回収金額が極めて低額、ゼロであっても報酬を支払うことに納得感があるのかなというのが、私だったら多分納得がいかないのではないかなと感じました。

訴訟手続に入る以上、どうしても一定の手数料はかかりますということ、合計額を積み上げ、全員で割った場合の個別の負担額を説明してもらえば、納得がいきますので、費用としてもらえる上限と報酬としてもらえる上限を分けて考えることを御提案させていただきたいと思います。そのうち、報酬については低額またはゼロの場合と、それ以外で戻ってくる債権回収額とで分けて考えた方が、この手続に参加したおかげで100万円返ってきましたという方だったら、10万円払って

もしようがない、それぐらいやっていたのでと、報酬として払うことも納得感があると思うのですが、そこを分けてスライドで考えたらいかがかと思いました。以上です。

升田座長 私の説明で混乱を引き起こしたら申し訳ないのですが、先ほどお話ししたのは弁護士の通常の実務としてどうしているかということですので、消費者団体の今回の場合はどうするかはまた別の問題だと思うのですが、ただ名前が同じようなものを使われていますので、どうしてもそれに関連付けるというか、引きずられるところがあると思うのですが、弁護士としては先ほど申し上げたとおりで、費用につきましては、普通は契約書に費用は着手金とは別途いただきます、その場合には、これこれこういうことで項目を説明といいますか、相手方に依頼書を送って合意ができれば、その範囲で費用をいただく、大体そういう契約書になっていると思うのです。

そうしますと、着手金というのは何かということが残るのですが、もちろん個別のケースでいろいろあり得ると思いますが、多くの場合には、費用とは別に、預り金とは別に考えているという考え方だと思います。先ほどの預り金と、払っていただいた報酬的なものとどこが違うかといいますと、預り金であるそれを本人の承諾、了解もなしに使おうということは別途法律問題が発生しますが、報酬であれば当然それはいただいたものだという考え方が恐らく背景にあると思います。

ですから、それは弁護士の場合でありまして、それを今回の消費者団体の場合にどうするかというのはもう一つ別途検討いただきたいということだと思います。もちろん、それとは違う契約があるというのであれば、それは御紹介いただいても結構かと思いますが、そのほか、いかがでしょうか。大高委員。

大高委員 ありがとうございます。今の和田委員の発言を受けて気になったことなのですが、和田委員がおっしゃったように、確かに対象消費者が回収できたか、できなかったかにかかわらず発生する費用というものが仮に団体にあるとして、それについてはもう手続に参加した以上、対象消費者に負担をしてもらうようにするというのがひとつの考え方だと思うのですが、厳密に計算したわけではないのですが、私は恐らくそれは1人1万5,000円で絶対済まないのだろうなと思っています。

というのは、例えば、後で多分もう一度御説明があるかと思いますが、モデルケースのシミュレーション表が資料1の別表1で出ておりますが、共通義務確認訴訟に関わる弁護士報酬であるとか、説明会費用であるといったものは恐らく第二段階に入った段階で確実にかかる費用ということになると思いますし、そうすると恐らくその費用だけで1人1万5,000円では当然賅えない部分になるだろうと思います。そういう意味では、これも私はひとつの考え方とされているのですが、その考え方でいくならばもっと高い金額が着手金として設定されるべきだろう

とは思いますが。

そのことに関連もするのですが、後ほど、その議論のところで指摘をすべきことかもしれませんけれども、今回の資料の第1の「5. 上限の例外」の議論がございますが、この上限の例外は、着手金の制限のところにも同様に議論が当てはまると整理されているのかどうか、それについても恐らく議論に影響してくると思いますので確認をしたいと思います。

小田専門官 今の御質問の「5. 上限の例外」のところは、着手金に当てはまらないと考えております。

升田座長 ほかに、いかがでしょうか。澤委員。

澤委員 今、小田専門官から御説明があった、金額スライドにするという1万5,000円のところについて、コメントを申し上げようと思います。私は個人的には反対です。例えば100万円回収できる人と10万円しか回収できない人がいて、金額スライドになると100万円の人の方が多く払うことになるわけです。

そうすると、100万円の人の方が費用を多く負担することが結果的に起こりかねないかと思います。ただ、10万円の人も100万円の人も基本的には同じ手続の中で、同じことを団体に委託することになり、そこに作業負担の大きさの違いはないかなと思っております。したがって、そこは一定の金額を定める方が適切なのではないかと思います。以上です。

升田座長 ほかに、いかがでしょうか。次の問題に移りまして、この1. と2. も含めましてまた御質問、その他ありましたら、おっしゃっていただいて結構だと思います。それでは、お願いいたします。

小田専門官 では、資料1の2ページの「3. 簡易確定手続の報酬等の上限」については、資料の別表を使いながら説明させていただきたいので、別表を御用意ください。資料1の別表1～4になります。

報酬等の上限を設定するに際しては、一定程度モデルケースでシミュレーションを行いまして、それを参考に上限を設定すべきだと考えております。その関係でシミュレーションを行ったのが資料1の別表1となっております。

別表1の一番上のところの「シミュレーションの前提」というところが、どういう想定でどういう費用を計上したかということが記載されております。

ここについては、詳細ですので省略させていただきますが、この前提に基づきまして授權者数が10名、50名、100名、150名、200名、300名、400名、500名、750名、1,000名についてシミュレーションを行いました。シミュレーションを行う前提として、消費者1人当たりの回収金額については10万円、30万円、50万円、100万円、150万円、200万円、300万円、400万円、500万円という想定でシミュレーションしてみました。

各シミュレーションの結果がどうなっているかについては、資料1の別表4、別

表の紙の6ページ一番上の表をごらんください。これが「シミュレーション結果による支出・負担の一覧表」というものになりまして、表の見方ですが、一番左の欄が「授権者数」の欄になります。上のほうで右に行くと「消費者1人当たりの回収金額」は10万円、30万円、50万円と増えていく形になります。

例えば、消費者1人当たりの回収金額が10万円の事件で、仮に授権者数が100人いたときは589万円の費用、負担がかかるということで、仮に消費者1人当たりの回収金額が100万円、50名から授権を受けた場合については、消費者1人当たりの回収金額として1,000万円近くかかるという想定になっております。

こういうシミュレーションによって、支出・負担というものを一覧表の形で出しまして、これを前提に上限について設定させていただきましたけれども、その上限の設定については1枚前の5ページ、資料1の別表3をごらんください。

資料1の別表3の方で、A案、B案、C案という3つの案を提示させていただいております。このA案、B案、C案は、消費者庁としてはそれぞれのイメージ、考慮する要素をそれぞれ異ならせて作った上限の案になります。まず、A案から説明させていただきます。

A案について、どういうイメージでつくったかといいますと、特定適格消費者団体の赤字がなるべく少なくなるように、要するに団体として要した費用については、適切に回収できるようにという要素を考えて作った表になっております。ただ、A案の場合は若干難点がありまして、まず一番左の欄一番上のところで個々の消費者の回収金額が20万円未満で、100人未満の消費者の場合は95%も消費者からとる形になりますので、5%しか消費者の手元に残らないという問題点があり、そうすると、誰のための制度なのかという問題点がまず出てきてしまうと思っております。

実際の報酬がA案の場合に費用、支出の負担の一覧表とどういう比較になるかというところは、6ページ一番上の表が先ほど言ったシミュレーション結果による支出・負担の一覧表で、2番目の表がA案による報酬等の上限の一覧表となります。この差額を出したのが「A案による報酬等の上限とシミュレーション結果の差額表」ということで一番下の表になりますけれども、ごらんとおり、なるべくマイナスになる部分は少ないのですが、そのかわり回収金額が多い事件では相当な金額の余剰というか、モデルケースとの乖離が発生してしまうところがあります。

それゆえ、A案は特定適格消費者団体が適切に費用を回収できるかわりに、その分消費者の取戻分が少なくなる、極めて少なくなる場合もある、そして、余剰が発生しやすくなるという点をどのように考えるかということが問題になるかと思っております。

5ページの【B案】のところをごらんください。B案は、先ほどのA案と比べれば、割合については相当低くなっておりますけれども、このB案というのはどういうイメージでつくったかといいますと、B案はモデルケースによる支出・負担から、

それほど乖離するところがないように上限を設定したという表になります。

B案によるシミュレーション結果の差額については、7ページ一番下の表に記載しておりますので、ごらんいただけますでしょうか。このB案の差額表なのですが、上限とモデルケースのシミュレーション結果がなるべく離れないようにということで設定しておりますので、多いところでも330万円ぐらい、大体が100万円台ぐらいで収まっている形になっております。ただ、その分、10万円の事件では大きな赤字になりますし、30万円の事件でも赤字が発生してしまうというところがありますので、B案によりますと余剰の発生は上限として適切に抑えることはできるのではないかと思いますけれども、B案によった場合は10万円、30万円の事件にどのように取り組んでいくのかという点が問題になるのかなと思っています。特に、消費者事件というのは低額事件がほとんどだと思いますので、この10万円、30万円の事件に取り組めないということは、それはそれでひとつ問題ではないかなと考えているところです。

そして、資料5ページの最後の【C案】についてですけれども、C案というのはどういうイメージで設定したかといいますと、数字的にはA案とB案の中間的なところがあるかと思っています。イメージとしてはどういうことをイメージしたかといいますと、8ページ一番下の表をごらんください。ごらんのとおり、モデルケースから乖離している部分はそこそこあり得、先ほどのB案と比べれば100万円、200万円、300万円ぐらい余剰が発生し得ると思っています。それゆえ、C案としては仮に余剰が発生した分については、それを10万円台の赤字になる部分に使うことができるのではないかというイメージでC案のシミュレーションを行っております。

以上のA案、B案、C案、それぞれ一長一短が正直あるところではあります。本日は皆さんからどういうふうがいいかという御意見をいただくことになるかと思うのですが、仮にA案がいいという御意見をいただく場合には、余剰の発生をどのように規制していくのかとか、消費者の取戻分が極端に少なくなる点についてはどうしたらいいのかという御意見もあわせていただきたいと思っています。

また、B案がいいという御意見をいただく場合には、実際に赤字になる部分の消費者被害について、どのように取り組んでいけばいいのか。消費者庁としてはこれを放置するわけにはいかないと思っていますので、このB案をとった場合には赤字になるような事件について、どのように被害回復を図っていくのかという点もあわせて御議論いただきたいと思っています。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。渡部委員。

渡部委員 ありがとうございます。議論の前提として、参考人の方にちょっとお伺いしたいことがあるのですがよろしいでしょうか。内容としましては、このシミュレーションの表に記載されております一定の事柄、例えば特定適格消費者団体の負担と

いう点について、シミュレーションされている額がこれで適切であるかどうかということと、もう1点は消費者被害の額について、たしかフランスのグループ訴訟に関する訴訟制度ができたときに、訴額は2,000ユーロ未満のものを対象にするといった議論があったかと思えます。そういった点からすると、ボリュームゾーンになるところは恐らく30万円未満か、あるいは30万円以下のあたりなのかなというところがありまして、以前にいただいた資料ですと、平均大体58万円ぐらいの被害が多いということも見ましたので、一体どのあたりの額を念頭に置いて集中的に議論するのがよろしいのか、特に10万円以下のところだと赤字の部分がかかなり多いということですので、そのあたりの実際のところを聞かせていただければと思います。

升田座長 ほかの委員の方の御意見、御質問を承ってから参考人に御発言いただきたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。川口委員、どうぞ。

川口委員 ありがとうございます。このような価格を決める場合は、考え方としてコストから積み上げていって、コストプラス団体の利益という形で見ていく方法と、いわゆるマーケットプライス、いわゆる利用者側の観点から見ていく方法があると思うのですが、この制度があって利用者がいるということを考えて場合に、この別表3、価格表が利用者である消費者の納得が得られないと、多分前提として始まらないのではないかと、まず、そのように考えます。

そうなった場合に、このA案にあるように利益の95%あるいは過半数を団体がとってしまうというのは、ちょっと利用者の納得は得られにくいのかなとは思えます。そうすると、例えばC案にあるように、最高でも半分という、まずこういうスタートラインが必要になってくるのかなということはず思います。

その上で先ほど渡部委員がおっしゃったように、あとはその範囲内で団体の運営ができるかどうかということですので、そのコストについて精査をするという考え方でいくのがよいのではないかと考えます。以上です。

升田座長 ほかに、いかがでしょうか。大高委員。

大高委員 既にいろいろ指摘が出ているところですが、こういう上限額を決める場合に最も悩ましいのはやはり少額事件をどのようにするのかということだと思います。この点について、川口委員からもありましたように、消費者の一定の納得が得られる手取り額を確保するという考え方も確かにわかります。その点は被害救済促進のために必要だという考え方もわかります。

しかし、一方で今回の制度上、特定適格消費者団体に対して公的な資金は基本的に投入しない、被害関係回復業務の遂行の中で必要な資金は賄っていくという考え方をとるのであれば、団体において持出しになる場合、赤字になる場合でも救済に取り組みと言うのはなかなか難しいのではないかと考えます。

とすると、最終的な対象消費者の手取りが減る面があったとしても、それはこの制度を維持するために必要なコストを負担してもらっているのだという考え方に立

って、団体において、現実に応じた適正な費用は回収するようにするというのが基本的な考え方として考えざるを得ないのではないかと思います。

また、もう一点注意をしなければいけないのは、当該回収できた案件の費用だけを確実に回収できればいいという問題ではないということです。なぜなら、団体は一定のリスクを背負いながら訴訟を遂行する面がありまして、例えば負ける案件もありますし、仮に第一段階で勝ったとしても第二段階で事業者が自主的に返金をしてしまったら、報酬を得られないという事態もあります。そういった場合も含めて、団体としてきちんと経費が賄えるような報酬体系にしておかないと、恐らくどの団体も恐くて取り組めないということになるのだらうと思います。

こういう考え方をすれば、基本的には、団体自身でちゃんと費用はファンドしてもらおうという考え方をとるのであれば、A案の方向性でいかざるを得ないと。確かに95%とか非常に極端な数字が出てはおりますけれども、団体に対して一定の支援をしないのであれば、こういう方向で行くしかないのではないかとというのが基本的な考えです。

逆に、B案とかC案のように、政策的な観点から消費者の手取りを確保していく形でいくのであれば、赤字事件に取り組む団体に対してはその赤字の補填というものを公的な資金で考えていかなければいけないですし、また、それができないのであれば、その余剰が得られる事件においてはそれなりの余剰が手元に残るようにして、その次に赤字の事件があるときの費用になるように、きちんと手当てをしてやる必要があるのではないかと思います。そういった点で、B案とかC案の数字を見たときに、これで十分なのかどうかについては疑問があると私は思っています。

というのは、今、何人かの委員からも出まして、小田専門官からも説明がありましたけれども、恐らく実際に特定適格消費者団体がやろうとする事件の大半は30万～50万円までの事件だと思うのです。100万円を超える事件というのはないことはないと思うけれども、そんなものはしょっちゅう起こるわけではない。

そうすると、何年かに1回あるかないかわからないような100万円単位の事件で何とか余剰を作って、小さい事件に取り組んでもらわないといけないとなるわけですが、このB案とかC案の水準でそれができるかという点、それを団体に望むのは酷でないかと正直思います。授權人数の低減率も含めて、この率についてはもう少し慎重な検討が必要かと思います。

あと、弁護士の立場から、積算シミュレーションの妥当性について、長くなりましても何点か発言させてください。やはり、弁護士費用をどう見積もるかというのは非常に重要な問題だと思うのですが、なかなかオフィシャルな弁護士報酬基準というものが今はないものですから、幾らが妥当だというのはなかなか客観的な意見というのは申し上げにくい面はあり、どうしてもそういう意味では主観的な意

見にならざるを得ない面があるのですが、ここにいただきました資料1別表1のシミュレーション表に記載されております、団体が関与している弁護士に払う弁護士報酬の金額については、正直安いなというのが感想であります。

もし、この費用でお願いをするということになるのであれば、通常の業務ではなくていわゆるプロボノ、公益報酬の観点から引き受けていただくということを考えなければいけないと思っています。

弁護士の人数、特に第一段階の人数というのは妥当かと思えますけれども、報酬額が1人15万円となっておりますが、この金額であれば少なくとも経営をするという立場の弁護士であれば、この金額だと受けられないだろうと思えます。

というのは、これもアンケートの結果ですので、日弁連で以前行ったアンケートによれば、タイムチャージの平均的な額がミニマムで1万～2万円というところが一番回答の多かったところです。そうすると15万円という着手金額は、タイムチャージでいうと7～15時間ぐらいのフィーにしかならないわけです。そう見たときに、この第二段階の訴訟手続が、それだけの時間でできるかというのととてもできない。そうすると、やはりプロボノ的な発想で受けるしかないわけです。そういう金額で本当に有能な弁護士というものを十分確保していけるのかどうかということは疑問に思います。

第二段階についても、法テラスの基準を参考につくっていらっしゃいますけれども、この法テラスの基準自体、もともと低所得者のために低廉に設定された基準ですので、これが上限額を議論するときに使っていいのかという根本的な疑問もありますし、総額で計算するときには一人一人というよりは回収総額で計算をされておりますので、特に低額な事件でたくさんの人数が集まったときなどには非常にひずみが出ております。例えば、授権者数1,000人の事件であれば、10万円しか回収額がなかった場合でいえば、弁護士費用として1,260万円が計算されておりますが、そうすると、これは対象消費者1人当たりには1万2,000円にしかなりません。これだけの費用でどれだけの弁護士が協力してくれるのかどうか非常に疑問があります。

政策的な観点で、弁護士費用を抑制する必要があるという考え方に立つのであれば、それに見合った業務にやはり第二段階を簡素化すべきだろうと思えます。これは以前から申し上げているところですが、今のような業務を前提にしてこのフィーでやるのかどうかについては、もう少ししっかりと精査をされた方がいいのではないかと思います。長くなりましたが、以上です。

升田座長 ほかに、いかがでしょうか。大河内委員。

大河内委員 前回、具体的なものがないとなかなか難しいと申し上げたと思うのですが、資料で具体的な表を見せていただいて、これでも多分いろいろな事案が思い浮かぶのかなと思います。A案の5%しか消費者に残らない、戻らないというのでは制度そのものがうまくいくとはとても思えません。

では、B案、C案がいいのかと思うと、そのシミュレーションを見ると、A案でも赤になる部分がある。B案の40%、C案は50%で、ただ消費者と団体というだけを考えればちょうど半分ずつでいいのかなと、ここは見えるのです。けれども、そのシミュレーションでいっても低額で人数が少ない、多くてもマイナスになってしまうという、この3つの案ではどれもしっくりこないというか、もっとほかはないのかなという感じが、これで合意が得られるのかというのは大変疑問です。

というのは、特定適格消費者団体がきちんと活動してくださらないと、もちろん被害救済も行われなわけですし、団体が成り立つようにシミュレーションすると多過ぎるという形の表でしたら、選びようがないという気持ちになります。この辺は、具体的なことが思い浮かばれる参考人にぜひお話を聞きたいと思います。

法律ができる前の段階で、私たち自身も今までは訴訟など、とても見合っていないし、泣き寝入りするしかなかったような、先ほども出ていましたけれど、50万円前後あるいはもっと低い金額であっても、全体から見るとそれはすごく低額になりますけれども、一人一人の個人のお財布と考えたら、それはたとえ10万円であってもやはり痛いお金になるわけです。それが返ってくるような制度ができるよと周りの方とも話していたので、このシミュレーションでは、そうならないという制度になってしまうので、とても残念ですし、もう少し考える余地がないのかなと思います。

升田座長 ほかに、いかがですか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 私も、ほぼ大河内委員と同意見なのですけれども、まず本当に誰のための制度かということをお田専門官もおっしゃっていましたが、A案ですと95%、消費者のほうには5%ということをおまず聞くと、やはり消費者としては授権には大いにためらってしまうのではないかと思います。

とはいえ、被害救済を代表して行っていただく団体が、それで赤字になってでもずっとやり続けてもらうのかということ、それはそれでやはり現実的ではないかなと考えますので、A案、B案、C案、それぞれに特徴的なところを説明していただきましたけれども、この中から選べと言われるととてもつらく難しいものがある。双方にもう少し何とかなるような、団体もずっと持続的に存続できるし、消費者もこれならばと納得して授権に手を挙げられるような線があるといいなど。

そうしますと、私も申し上げたことがあるのですけれども、公的な支援がなければこの制度はやはり難しいのではないかな。そこはとても今消費者庁でも資金の支援は考えていないとおっしゃられますが、この制度ができたときからそこは何らかの形で支援を考えないと難しいのではないかなと、私もずっとこの表を見ながら考えております。以上です。

升田座長 三木委員、どうぞ。

三木委員 A案、B案、C案ということで、どれかにということを決めるのは確かに無

理があるかなと今思っております。消費者被害というのは、少額事案が大半だと思うのです。やはり少額事案を何とかする方向を消費者庁もお考えであれば、何らかの手当てでは必要であろうかと思っております。

もう一つ、このC案がA案とB案の折衷案のような形とおっしゃったのですけれども、やはり50%の報酬率というのではなくて、もう少しA案とC案の折衷案みたいなものも出されてもいいのではないかなと。何かちょっと離れているような気がしましたので、そういうふうに思いました。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 今までいろいろと御意見が出た中で、団体に対する補助が必要だとか、二段階目の手続を軽くしないといけないといった政策的な話はあると思うのですけれども、やはり現状は所与のものとして置いて、この金額を決定しないといけないのかなと思います。その意味で、二段階目のところの手続きをどれだけ軽くできるのかというのは前回も御質問させていただきましたけれども、とりあえずは今の前提が正しいものとして発言させていただきます。やはりA案というところは消費者に返ってくる所がかなり少なく、これは受け入れられないのかなと思っております。

あと、後ほどの論点とも関連しますけれども、上限の例外を定めるという話がありまして、上限の例外を定めるにして95%のところでは例外を設けてしまったら、100%を超えてしまうような例が出てきてしまいかねないので、そういった金額は定めるべきではないと思っております。

B案かC案かというところは、難しいとは思っております。できる限り消費者回収額を増やすことを考えるとB案なのかなと思います。消費者の救済が達成できない事案はもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、それは先ほど申し上げたとおり、もともとの制度の内在的な限界もあるかと思っております。

もう一つ、細かい話になってしまっていて恐縮なのですが、例えば1ページ目の「簡易確定手続」の「弁護士費用」のところについて、回収額が10万円だったら18万円ですか、500万円だったら600万円という、金額が上がっていくとそれにスライドして弁護士報酬が増えるという形になっています。前回も申し上げたのですが、こういった事件をやるのは金銭的なインセンティブで動くべきではないと思っております。そうすると、報酬金がそもそもなじむのかなと思っております。

「共通義務確認訴訟」のところの勝訴報酬は、勝訴報酬と言いつつも分割払いみたいなものから別に違和感はないのですけれども、回収金額にスライドして金額が上がっていくというのは違和感があります。以上です。

升田座長 和田委員、どうぞ。

和田委員 ありがとうございます。今回のシミュレーションは、A、B、Cと分けていただいて、御説明もいろいろ伺って、皆さんの御発言も聞いて、一つ一つなるほどなと思っただけだったので、確かに少額、少人数のときに団体として活

動が成り立たないというのはこの制度の趣旨からいって問題があるとは思いますが、一方で事案において余剰が何百万、何千万と生じる余地がある制度にするのも、正直制度趣旨を超えるつくりになってしまうのではないかと心配しています。

余剰について、どういう処理をするか、いろいろな御提案があったのですが、私はやはり事案ごとに精算がきちんと終わるのがその手続に参加する対象消費者からすると、一番納得しやすいですし、わかりやすいと思っています。

例えばA事案で、500万円の余剰が生じた場合、その500万円の余剰を使ってB事案で別の消費者が救済されるというのは、社会全体からすると、それは確かによいことなのだと思います。ただ、A事案の消費者からすると、自分たちの手数料や報酬が本当だったらもう少し自分のところに返ってきてよかったのに、その余剰がほかの消費者のために使われるというのは、手続に参加する人からは、十分な納得が得にくいのではないかと思いますので、やはり事案ごとに精算するという考え方を軸にすべきではないかと考えます。

その観点からすると、A案、B案、C案といろいろ工夫していただいて、いろいろ数字を動かしていただいているのですが、こういう一定の公式を当てはめようとするから、多分こういう不自然な数字になってしまっているのではないかなと思います。

この前提も機械的に置かれているものだと思いますので、恐らく実際の事案に当たっては団体ごとに弁護士の人数を調整したり、説明会の場所を工夫したりとか、いろいろ多分運営において工夫される余地があるのではないかなと思っておりまして、必ずしもこれだけの支出がかかるとも限りませんし、今回こういうシミュレーションをして公式を当てはめることで、一定の上限をつくった方がいいのではないかという発想の根底には、団体がこの訴訟手続を通じて、多額の余剰を蓄えるようなことがあってはいけないという発想からなのではないかと思っています。

そうだとすると、これは全くただ思いついただけなのですが、一定の公式とか上限を当てはめようとするのではなくて、いっそのこと手続ごとに余剰を残すことを許さないという仕組みにして、余剰が最終的に報酬とか手数料といただいたものから、500万円残りそうだとならないようにあらかじめ計算をしておくとか、預り金として最終的にバランスを精算できるような仕組みにして、対象消費者にきちんと使わなかった分の費用が返されるような仕組みにするということで、最後の帳尻合わせのところだけ精算余剰を残さないようにする仕組みにして、逆にそのかわり手数料の設定とか報酬の設定とかは各団体にお任せするというやり方も場合によってはあるかなと、A、B、Cの公式に当てはめるとなかなか機械的に難しい部分があるのかなと今話を伺っていて思いました。

あくまでも思いついただけですので、これが実現可能かどうかは全く検討していませんが、余剰を残さない、ほかの事案に別の事案で残った余剰を使わないという

考え方を軸として御提案させていただきたいと思います。

升田座長 ほかに、いかがですか。弁護士が訴訟を受任する場合も、訴訟を行っているときには利害は一致しているわけです。勝つべく双方とも協力するわけですが、仮に勝ったとすると、最後にどうその辺を金銭的な精算をするかということはもちろん事前に説明をし、合意をしてもなかなか難しい場面はあるわけです。そうしますと、そこは利益が対立しているかのごとくになるということはありません。

したがって、そういう利害関係の問題もありますけれども、基本的には事前かつその精算時にも十分説明をするということと、授權するときには当然ですが合意をきちんとする、その合意のときには、先ほども御紹介がありました、いろいろな報酬を含めました諸費用については、概算でも最初の段階できちんと十分な説明と納得がなければ、後にもめる大きな原因になるというのは多分日常的に起こっているわけでありまして、そういったことはやはり消費者団体の場合にも起こり得る問題かとは思っています。

先ほど御議論がありました、いろいろなお考えがあるとは思いますが、この検討会は最初に御紹介がありましたけれども、裁判手続特例法を実施する、円滑に行うということですから、法律の目的というのは、基本的には消費者の被害をできるだけ回復して、それが消費者の手元に渡ることが前提かなとは思っていますので、いろいろな金銭的な問題があって、かつ、今日おいでの方はいろいろな立場で御議論をしておられるわけですが、残念なことに当該消費者の方はおられないわけですが、そういった方を踏まえて想定しながら御議論される必要があるのではないかと思います。

そのほかにいろいろ御意見がありましたら伺いたいと思います。榎本委員。

榎本委員 今、和田委員からも御指摘がございました、案件ごとに余剰が生じないようにするのか、あるいは、指針案に回収額が多い事件で生じた利益を低額な事件の赤字分に補填することが可能になるという書きぶりがあるので、これは私もどちらの考えに立脚するべきか迷っておりますけれども、試算ということであれば、その金額の範囲内で、例えば、団体の継続性の観点からしっかりやりくりができる範囲なのかについて御教示いただきたいのと、これは皆さんがおっしゃられている話なのですが、数字の一番上のところに報酬等の上限として95%等と書いてあると、国民的理解が得られるのかと国民の一人として非常に疑問を感じますので、そこは、団体さんの持続性というところも含めて御意見を賜りたいと思ったところがございます。以上です。

升田座長 まず、消費者庁から、どうぞ。

小田専門官 いただいた意見は参考にさせていただくということで、幾つか意見をいただいた点についてコメントしたいと思います。

大高委員、小浦委員から公的資金のことを言われましたけれども、附則の4条に

も、必要な資金の確保について検討を加えると書いてありますので、そこについては、消費者庁としても重要な課題と認識しております。しかし、現実的にその見通しが立っているかといえ、立っていないし、どういう感じの見通しなのですかといったら、むしろ難しいという話になるので、そういうものがない前提で御議論いただくしかないかと考えているところになります。

手続ごとに清算するかどうかは一つの論点かと考えています。ただ、例えば、実際の商売として、八百屋が物を売るときに、個々の商品で小さく積み重ねた利潤をもって、特に低額な赤字覚悟の目玉商品を売り出すことが実際の商売では成り立っておりますので、一方から利益を得て、他方で赤字覚悟でやることは、実際の商取引ではあり得るところがあるので、そこは商取引とこの制度を一緒のレベルで議論をしていいのかどうかとか、そういう点を踏まえて検討しなければいけないと思っております。

皆さんから見ると、A案、B案、C案、どれも難点があって難しいという御議論があって、確かにそれはこの案を作ったこちらの立場でも本当に悩ましいところがありましたので、3案でイメージを出ささせていただいたのですけれども、消費者被害の救済と消費者の取戻分の確保は、低額事件では矛盾してくるところがあると思っております。また、消費者の取戻分をなるべく多くして、団体に赤字覚悟でやれというわけにもいかないですし、これらの点をどう調整するのかという点は、消費者庁で考えなければいけないと考えております。団体の方が適正な回収をして、あとは消費者の取戻分はほとんどなくていいですとも考えていないので、そこについては何らかの検討をしたいと思っております。きょう、皆さんから御意見をいただいて、この後、参考人からも御意見をいただくかと思うのですけれども、その点について、次回にもう一度御意見を踏まえた案を御提示して、御議論いただきたいと考えております。

升田座長 参考人の方から何かございましたら、手短にお願いいたします。

磯辺参考人 一つは、モデルケースのシミュレーション表のシミュレーションの前提のところなのですけれども、ちょっと心配になる点が幾つかございます。

一つは、消費者に対する通知のところでした、授権した消費者の数の2倍の数の通知が想定されているのですが、ここは、多分、請求金一人当たりの回収金額によってどの程度の通知・公告をして、授権する消費者がいるかという割合は相当変わってくるのではないかと思います。

そういう意味では、低額の回収額のものはいよいよ負担が大きくなることに、結果としてなるのですけれども、そのあたりの考慮要素を少し入れていただくといいかと。そこがないと、ちょっと心配だというのが一点。

それと簡易確定手続の弁護士費用なのですけれども、金銭事件の基準を参考に日本司法支援センターのものをということなのですが、人数の要素が考慮される必要

があるかと思えます。簡易確定手続に参加をしてくる、もしくは、案内をして授権の関係の手続をする人数によって、例えば、弁護士が一人で済むのか、二人となるのかという要素が出てくると思えますので、ここは人数勘案が必要だと思えます。

場所代、機材と電話代等の消費者の数が150人未満の点で切っていらっしゃる点なのですが、これも消費者の数は対象消費者、授権する消費者の数で切っていらっしゃるのかなと思うのですが、実は授権する前の段階が問合せも含めてかなり事務量が多いのではないかということがありますので、そういう意味では、通知、公告の数ですとか、対象消費者というよりも被害者と想定されて、授権をする人数ではなくて、一定の想定される人数で想定する必要があるのではないか。それはその下の臨時に雇用する人件費のところも同様かと思えます。

そのような、シミュレーションのところでもう少し費用が発生するのではないかという心配をちょっと感じたということと、あとはそういった費用をきちんと確保して何とか持続的にということなのですが、このシミュレーションの表でいうと、やはり非常に低額の事件、一人当たりの回収額が10万円程度のものは取り組みづらいうのが率直なところでして、そこのところについて、取り組む際の何らかの手当ては、例えば、必要な費用は当初は貸付をしていただいて、最終的に回収が難しかったりした場合に、それを免除するような、訴訟の進行に合わせての公的支援が明確になるような考え方、そういう支援が期待できないかということが一点ございます。

それと、被害金額ですけれども、私どもが差止請求で受けている感じでいいますと、やはり数万円から100万円前半程度が消費者被害のボリュームゾーンかと思っております、そういう意味でいうと、ここに書いてある300万、400万、500万は、ほとんど件数としてははないのではないかとすることも感じる次第でございます。以上です。

升田座長 ありがとうございます。伊藤参考人、どうぞ。

伊藤参考人 まず、団体として、この積算の根拠についてのところなのですが、簡易確定手続の弁護士費用というところですが、やはり手続を迫る上でイメージするとすれば、第二段階において各消費者に担当の弁護士をつけるという形で、それがどの程度のボリュームになるかわかりませんが、そういう対応は必要になってくる場面があるかと思えます。そういったときに、もともとの積算されているシミュレーションの数字を見ると、法律扶助の基準を参考にしてとっていますが、やはり先ほど磯辺さんもおっしゃったように、授権人数が、回収総額に対する何パーセントという考え方がとられている結果、例えば、10万円で50人の場合と、50万円で10人の場合が全く同じ報酬になっていることになっています。

また、10万円の回収金額の場合に、10人の場合だったら、一人当たりの弁護士費用が1万8,000円、これ自体がかなり厳しいというところなのですが、1,000人に

なってもやはり1万2,000円ということで、人数の部分が考慮されていないところが一つあると思います。やはり人数が多くなる分だけ、一人の消費者を担当することによるコストは一定で必ず必要になってきますので、その部分を考慮した形にしていなければならないと思います。

あと余剰の関係で、団体として維持していくという意味でいうと、赤字覚悟で取り組まないといけない、勝つか負けるかわからぬという事件、裁判例もないという事件も取り組んでいかないといけないと思っております。それは団体がある意義だと思っておりますので、そういう意味でいうと、どうしても勝訴できなくて、それに弁護士費用が発生しているけれども、消費者から回収できないという事案は一定程度ある中で、その分を補填できるような形にしていけないと維持はできないだろうと思います。

余剰がないという形になると、そういった事案には取り組めないことは明らかになりますので、維持していくためには、一定の余剰というか、それを余剰というのかは別として、そういう事件にも取り組むし、差止請求にも取り組むし、消費者被害防止のためのその他の活動にも取り組んでいる。団体として、そういう基礎があった上での訴訟手続になってきます。企業でいうと、一般管理費として常に発生している部分があるわけです。企業の場合は、赤字のものもあるし、投資して失敗することもあるかもしれない。そういった中で企業として経営していくためには、マイナスにならなければいいという発想では、到底維持できないと思いますので、それは団体でも一緒のことかと思えます。

継続的に取り組んでいくための適正な考え方をもう少し検討していただければと思います。以上です。

升田座長 ありがとうございます。引き続きまして、資料1の第1の4. と5. について御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料1の第1の「4. 異議後の訴訟等の報酬及び費用」について御説明いたします。前回の検討会におきまして、異議後の訴訟等については、簡易確定手続とは別に上限を定めるというところで御了解いただきましたので、それを具体的に書いたのが(3)以下になっています。

(3)の「① 異議後の訴訟」「② 民事執行手続」「③ 証拠保全手続」についての費用基準が書いてありますけれども、これらは全て法テラス、日本司法支援センターの民事法律扶助の基準を当てはめる形で作っております。こちらについては、特にほかに何か参考になるような基準がなかったので、こういう形で検討しております。

「5. 上限の例外」について、御説明いたします。前回の検討会におきまして、一定程度の上限の例外を認めるべきではないかというところを認めていただきましたので、それを具体的に書いてあるところになります。3. に記載したとおり、報

酬等の上限はモデルケースのシミュレーション結果を参考に設定しました。しかし、本制度の対象となる案件は様々なものがあり、また、同一の事件においても対象消費者の年齢等といった属性や対象消費者が証拠を保持しているか否かなどによって労力をかける度合いが大きく異なります。また、回収額が少額の事件でも上限を堅持するとなると、特定適格消費者団体が現に支出した費用や費やした労力の対価を回収できないこととなるが、このような事態は、本制度の持続的な運用に支障をきたしかねません。そこで、正当な理由がある場合には、上限を超えて報酬等を受領することを認めるべきと考えられます。もっとも、上限を超える場合を安易に認めると、上限規制を設ける趣旨を没却してしまうので、正当な理由がある場合は、当該事案の特殊な要因により労力や費用を要することが明らかな場合に限定すべきであると考えられます。正当な理由がある場合は、例えば、各消費者の回収金額が低額な事件であり上限の範囲内では適切な被害回復関係業務を実施できない場合、当事者の多数が高齢であり必要事項の伝達や意思確認のために面談が必要となることが多い場合、事業者が大多数の消費者の債権届出を否認したため簡易確定決定の準備で特に労力を要する場合、共通義務確認訴訟が著しく長期化し通常では要しないような費用が発生してしまった場合、対象消費者の数が極めて多く法第26条に基づく公告として多額の費用を要する公告（例えば新聞広告）を実施することが適切な場合などが考えられます。そして、上限を超えて報酬等の支払を求めることがあることについては、授権に先立つ説明等において、消費者の理解が得られるよう、その旨、想定される理由及び想定される金額を十分に説明することが必要と考えられます。

この5. は、上限を超える具体的な事例を書きましたけれども、実際にどのようなケースを上限の例外として認めるかについては、最終的には、A案、B案、C案、それぞれによって変わってくるのかなと考えていまして、A案のように余剰が大分あるような場合については、上限の例外を認める必要性は余りないのではないかと、逆に、B案のようにモデルケースから余り離れないところで上限を設定してしまった場合には、例外についてはそれなりに広く認める必要があるのではないかと考えているところになります。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました点について、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。大高委員。

大高委員 まず「4. 異議後の訴訟等の報酬及び費用」についてコメントいたします。

ここに書かれている報酬等の金額が妥当であるのかについては、なかなか評価は難しいところかと思っています。この点は、先ほどのところでも質問がありましたけれども、参考になる数字があるのであれば、御説明いただいたらいいかと思います。

ただ、一般的に言えば、恐らくこの異議後の訴訟等の費用の大半は依頼を受ける弁護士に対する報酬だろうと思いますので、そういう観点から見ますと、決して高

くはない、むしろ安い方かなという感想は持ちます。

そのあたりの評価は既に先ほど申し上げたことと共通しますので、詳しくは言いませんが、こちらに書いていただいている文章で若干違和感がある部分がありますので、その点だけ指摘をしておきます。

4. の(2)で、異議後の訴訟においては、通常の民事訴訟とは異なる側面もあるものの、争点が明確化していることから、通常の民事訴訟よりは業務負担は軽減しているという記載がございますけれども、弁護士実務を知っている立場から言えば、違和感がある書きぶりだと思います。

というのは、私ども弁護士でいえば、例えば、一審で別の弁護士さんがされていた案件を控訴審から引き継いで受任をすることはたまにあるわけですが、そういう場合は、一審の判決は既に出ていて、一定の争点とか事実の整理はされているからといって、新規に一から受任するときと比べて労力が軽減されるという感想を持つことは余りないだろうと思います。

楽になる面もあるのは確かですけれども、一方で、これまでに争われてきた争点の構造であるとか、双方の主張、立証の内容を的確に評価して、引き継いで適切な主張、立証をしていくのは、新規に受任するところとはまた違った難しさがあるように思います。

そういったことを抜きにして、単純に簡易確定決定をやっているから通常訴訟よりは楽であると一概に書かれているのは、若干違和感がありますので、この書きぶりについては、御検討いただければと思います。

続いて「5. 上限の例外」でございますけれども、今、御説明がありましたとおり、実際の事案の属性にはさまざまなものがあるかと思っておりますので、もとより一律の上限は逆に実現可能性を欠く面があることは確かだと思っておりますので、この点で一定の例外を許容していく方向性自体は妥当かと思っております。

ただ、指摘をしておきたいのは、もちろん小田専門官が最終的に報酬の案がどういうものになるかによるということをおっしゃいましたけれども、やはり例外はあくまで例外だと思いますので、例外規定があるから、本則たる基準は安くてもいいという方向、そのように例外が扱われるのであれば、問題だろうと思います。

本則たる基準は事実上の標準として大きな意味を持つと思っておりますので、例外規定に柔軟性を持たせることは重要だと思いますけれども、その一方で、例外のみに頼り過ぎることのないような、全体としてバランスのとれた基準を考えていただければと思います。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 まず、異議後の訴訟のお話を聞いていたら、先ほどの論点で言いそびれたことを思い出したので、その点に触れたいのですが、先ほどの3番のところ、手続がどの段階で終わったかは、考慮要素としてはあるかと思っております。要するに、

認否のときに、認めるという話で簡単に終わってしまった場合と、それを認めないという話になって、証拠をちゃんと収集して、弁護士としても結構手間をかけなければいけない場合は、結構事務負担の程度が違ってくるかと思っております。その部分は報酬のところ反映させた方がいいのではないかと思っております。

2点目、異議後の訴訟についてですけれども、今、大高委員から余り手間は変わらないのではないかというお話もあったのですが、基本的には、これは団体がそのまま継続してやるパターンの事案が多いと思います。そうすると、大体、第一段階のところ結構争点の洗い出しが行われていろいろと検討されるかと思っておりますので、軽減はするのではないかと思っております。

ひとつ、確認させていただきたいのは、この異議後の訴訟は団体としては授權を拒否することができるのか、できないかというところを確認させてください。

小田専門官 異議後の訴訟については、団体から授權を拒否することはできます。正当な理由がある場合となります。

澤委員 関連して、その正当な理由は、例えば、報酬が10%だと足りなくて足が出てしまうので断りますというのはありなのか、なしなのかというところはいかがでしょう。

小田専門官 そこは考えてはいなかったのですけれども、基本的には、団体のほうで特に作業することはそれほどないのではないかと思っています。ほとんど弁護士報酬という形になりますので、そこで弁護士がいない状況を想定されているのですか。この金額では授權を受けてくれる弁護士がいないという状況の想定ですか。

もしそういう状況ですと、必要な体制が整備されていないという形になるのではないかと思います。そういうところだと、逆にそもそも認定されていないことにならないかという気はするのですけれども、そういうわけではないのですか。

加納制度課長 少し補足させていただきますけれども、正当な理由がなければ、異議後の訴訟は授權を拒否あるいは解除できないとなっております。その正当な理由は比較的広く解されるべきものと考えておりますので、実情に応じて見る必要はありますけれども、要は、これ以上は業務を継続できないことが正当な理由になることはあり得ると思います。

升田座長 和田委員。

和田委員 私は、こちらの4. で書かれている異議後の訴訟の報酬費用については、先ほど法テラスのもので検討されたというお話を伺って、今回の提案は合理的な水準ではないかという印象で拝見しております。

そもそも簡易確定決定が終わった後、それで納得がいなくて異議を申し立てるという時点で、多分、その当該対象消費者が持っている証拠では、十分に勝てないのではないかという見込みが消費者団体の方である場合、先ほど御説明いただいたところはQ&Aでも確認したのですけれども、消費者団体側として、従前の手続の

経過から見て、ちょっと勝訴は難しいのではないですか、異議を申し立てても難しいのではないですかというときにはお断りすることができるというたてつけになっています。対象消費者が納得できる手続を追求したいのであれば、別の法律事務所なり弁護士さんなり法テラスなりに行くことになると思いますが、そこはマーケットメカニズムでどこを選ぶかは対象消費者の方が御自分で選べばいいかと思いますので、マーケットの中で一番リーズナブルと思われる法テラスのものを、基準としてこちらで御用意いただいているのであれば、それで対象消費者の方に対する手続としては、十分整えられているものと考えております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。大高委員。

大高委員 今の議論を聞いておまして、異議後の訴訟は、皆さんから御指摘があったように、授権拒否の範囲が簡易確定手続段階よりは広がっていて、正当な理由がある場合は授権拒否はできる。また、消費者自身も自分自身で異議を申し立てて訴訟を迫行できるという仕組みがありますから、和田委員から御発言があったように、まさしく通常の弁護士に依頼するものとの競争関係が働くわけです。そうすると、マーケットプライスの話がありましたけれども、むしろマーケットによる規制が働くからこそ、それほど厳しく上限額の規制をせずともよく、あまり高い金額を団体が設定をすれば、では、別のところに相談に行きますという話になるわけですから、そういった観点から、逆に、こういった額を出していただければ、団体の責任を持ってやれるのです、これだけやれますと言うほど、柔軟に団体が考えられるように、この段階にあっては、あまり厳しく規制をする必要はないのではないかという考えを申し上げておきたいと思います。

升田座長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、消費者庁からどうぞ。

小田専門官 大高委員に伺いたいのですけれども、そうすると、何か具体的にほかに基準とかはお持ちでしょうか。

大高委員 非常に難しい質問です。先ほど、何回も繰返し申し上げたように、オフィシャルな基準がない状況ですので、具体的に、この基準ならいいのだと告示するものはありませんので、また考えたいと思います。

升田座長 一度、御検討いただきたいと思います。では、資料1の第2について、説明をお願いいたします。

小田専門官 「第2 不利益処分等（法第85・86条等）」について、御説明いたします。本制度においては、法第85条において特定適格消費者団体に対する適合命令及び改善命令並びに法第86条において特定認定の取消し等の不利益処分（以下「不利益処分等」という。）について規定しているところ、ここでいう不利益処分等の具体的内容については、以下のとおりに考えられます。①特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経

緯、動機・原因、社会的影響等を総合的に考慮し、原則としてまず適合命令又は改善命令を発し、それでも是正が図られない場合に認定の取消しを選択する。②特定適格消費者団体に対する不利益処分等は、原則として消費者庁ウェブサイトで公表する。という形になっています。

具体的なところを2. 以下で御説明いたします。

「(1) 特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択」で、特定適格消費者団体に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告及び立入検査、適合命令若しくは改善命令または特定認定の取消しを決するものとする考えられます。ただし、法第86条第2項各号に掲げる場合を除き、報告及び立入検査を端緒とする自主的な改善措置や適合命令または改善命令によって是正が図られることが期待できるような場合は、原則として、まずそれらの命令を発し、それでも是正が図られない場合に特定認定の取消しを選択することが適当と考えられます。

「(2) 不利益処分等の公表」について、特定適格消費者団体の監督において不利益処分等は、事業年度ごとに提出される財務諸表等の分析、定例的に行う調査、一般国民・事業者等から寄せられた情報をもとに行うことが想定され、特定適格消費者団体の運営に具体的な問題があると認められる場合に講じることとなる。特定適格消費者団体に対する不利益処分等は、当該処分が特定認定の取消しという特定適格消費者団体にとって最も重い処分につながる可能性もあることから、当該処分の根拠を明らかにするなど特定適格消費者団体への監督に関する情報を公開することによって手続の透明性を図り、本制度に対する信頼を高めることが必要であると考えられます。それゆえ、法令違反行為または法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、当該団体の自主的改善措置の有無や改善の状況も考慮しつつ、所要の措置（報告徴求、立入検査、改善命令、適合命令）については、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することが適当と考えられます。

「(3) 適格消費者団体に対する不利益処分等の公表」について、適格消費者団体に対して不利益処分等を行うに当たっても、(2)記載のとおり、当該処分の根拠を明らかにするとともに、当該処分に至る手続の透明性や監督に係る情報の公開を図ることが必要と考えられるところ、現行の適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインにおいて特段の規定を設けていないことから、法令違反行為または法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、当該団体の自主的改善措置の有無や改善の状況も考慮しつつ、所要の措置（報告徴求、立入検査、改善命令、適合命令）について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することが適当と考えられます。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました点について、御質

問、御意見などがございましたら、お願いいたします。川口委員。

川口委員 8ページの「(2) 不利益処分等の公表」について、お尋ねしたいのですが、最後の3行で所要の措置については公表することが書かれておるのですが、これは、例えば、団体に対して報告徴求や立入検査といったことがあった段階で公表の対象になると読めるのですけれども、そのとおりでいいのかということと、そもそも報告を求めるとか、立入検査をすることがそもそも処分なのかということとをちょっと疑問に感じましたので、あわせてお尋ねしたいと思います。

小田専門官 報告徴求や立入検査についても、ウェブサイトにおいて公表する前提で資料を作成しております。これが行政処分なのかということ、行政処分の性質論を厳密に論じなければいけないところですが、基本的には、報告徴求などは行政処分の前提となる調査となりますので、行政処分には該当しないのではないかと考えております。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。大高委員。

大高委員 ただいま川口委員から指摘があった点に関連する点でございますけれども、基本的な考え方自体について大きく違和感があるわけではないのですが、不利益処分のあえて「等」と考えてある点の公表について、今、御指摘のあった報告徴求及び立入検査と改善命令、適合命令をあたかも同一の基準でまとめているかのように読める点については、違和感を持ちます。

報告徴求等は、今、行政処分かどうかという議論もありましたけれども、少なくとも、まだ行政庁として確定的な判断を下していない段階かと思えます。一方、改善命令、適合命令は行政庁として一定の何かしらの判断をした上で命令をしていることになるかと思えます。このように、レベルが全く異なると思えますので、分けて議論する必要があると思えます。少なくとも、報告徴求の段階で一定の情報提供が必要な場面は確かにあり得るのだらうと思えますけれども、その後の命令との同一の基準でこういう判断をするのは、やや乱暴な議論だと思えます。例えば、高度な必要性があるとか、そういった仕分けをした上で、基準を区別するなり、そういった工夫をされたらいかがかと思っております。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今の点を踏まえて、また御検討いただきたいと思います。

続きまして、時間の関係もありますので、第3と第4が残っておりますけれども、これをあわせて御説明いただけますでしょうか。

小田専門官 まず「第3 手続追行する弁護士について」を御説明いたします。法第77条においては、特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続（簡易確定手続を含む）等については、弁護士に追行させなければならないと規定しているところ、同条の「弁護士」には、特定適格消費者団体の理事、専門委員である弁護士も含まれるとすることが考えられます。この点につ

いては、第4回の検討会で、この弁護士は理事、専門委員でいいのかという御意見がありましたので、その点について検討を加えたものになります。

具体的なところは「2. 検討」のところで書いてありますけれども、「(1) 法第77条及び法第65条第5項」について、法第77条は、1. に記載のとおりに定めており、法第77条の「弁護士」には特定適格消費者団体の理事、専門委員は含まれない旨の記載はありません。

次に、問題になるとすれば、法第65条第5項のほうで、業務の公正な実施の確保に関する措置を業務規程の記載事項として法定している点で問題になるかと思っています。

もっとも、理事のうち弁護士の占める割合は3分の1を超えることはなく、理事である弁護士だけの判断によって理事会決議をすることはできません。また、特定適格消費者団体の弁護士選任行為や報酬額決定行為については、選任候補となっている、または専任されている理事である弁護士は、みずからに関する事項を決議するのであるから、議決権の停止等により特定適格消費者団体の意思決定過程から排除されるとすることが考えられるが、手続等の追行は特定適格消費者団体の意思決定に基づいて行われるのであるから、手続等の追行それ自体によって業務の公正な実施の確保ができなくなる事態は想定しにくいです。そして、特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑に行うためには、事案の見通しの協議、理事会への報告、弁護士と特定適格消費者団体との役割分担などにおいて、依頼する弁護士との間で密接なコミュニケーションを図る必要があります。理事、専門委員である弁護士は、この密接なコミュニケーションという観点からすれば望ましい存在です。したがって、理事である弁護士の手続等の追行自体は、業務の公正な実施の確保に関する措置として禁じる必要はないと考えられます。

「(2) 弁護士職務基本規程の定め」についての検討をしております。弁護士は、日本弁護士連合会が定める弁護士職務基本規程の規律に服するところ、同規定の第27条及び第28条は、職務を行い得ない事件について定めており、同規定第28条第4号は「依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する事件」については、職務を行い得ない事件として定めております。理事、専門委員である弁護士は、理事、専門委員であることについて特定適格消費者団体から依頼を受けているので、理事、専門委員である弁護士からすると、特定適格消費者団体は、同規程の「依頼者」に該当します。そこで、特定適格消費者団体から報酬を得ることになる手続等の追行について依頼を受けることは同号に反するのではないかという疑問があります。

もっとも、同号については、依頼者が同意すれば適用されないので、特定適格消費者団体が、経済的利益が相反することを承知の上で当該弁護士に依頼する場合は、当該弁護士による手続等の追行は許容されます。また、日本弁護士連合会は同号について「弁護士は、依頼者に対して報酬請求権を有しているから、本号を形式

的に解釈すると、依頼者の利益と弁護士の経済的利益は常に相反することになってしまふ。当然のことながら、本号はこのような場合を規律するものではない」と解釈しており、弁護士が特定適格消費者団体から報酬を得るからといって同号に抵触することはないと考えられます。

「(3) 結論」ですが、以上からすれば、特定適格消費者団体の弁護士選任行為、報酬額決定行為については、選任候補となっている、または専任されている理事である弁護士は議決権の停止等により特定適格消費者団体の意思決定過程から排除されるとすることが考えられますが、理事、専門委員である弁護士の手続等の追行は許容されるのであり、法第77条に規定する「弁護士」には、理事、専門委員である弁護士も含まれるとすると考えられます。

引き続き「第4 会計基準」について御説明いたします。

(1)、特定適格消費者団体の行う被害回復関係業務については、適格消費者団体の行う差止請求関係業務と同様に、特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保し、特定適格消費者団体の活動内容や特定適格消費者団体の状況について国民一般の理解を得る必要があることから、法は、被害回復関係業務の実施状況や団体の財産状況に関する書類を作成しなければならないとすることに加え、当該団体に関する情報を広く公開することとしています。

(2)、被害回復関係業務に係る経理は、特定適格消費者団体が行うこととなる他の業務（差止請求関係業務など）と区分して整理しなければならないと規定されているところ、被害回復関係業務に関する経理の正確性を確保することは、上記(1)記載の情報公開の実効性を確保し、ひいては被害回復関係業務の適正性を確保することにも資するものがあります。そのため、特定適格消費者団体が公表する書類の形式や内容が特定適格消費者団体ごとに異なっていると、活動実態をつかむことが困難となり、数字の検証が行えない状況を生み出すことになるから、特定適格消費者団体に関する情報を公開する制度趣旨を没却させてしまうおそれがあるとも考えられます。

(3)、特定適格消費者団体は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であり、特定非営利活動法人の分野では「NPO法人会計基準」が、一般社団法人又は一般財団法人の分野では「公益法人会計基準」が定められています。

(4)、そこで、これらの基準との整合性を保ちつつ、被害回復関係業務に係る経理（勘定科目や仕訳等）に関して、適格消費者団体の意見も参考に一定の基準を本法施行までに設けることを検討することが考えられます。また、適格消費者団体の経理に関しても、差止請求関係業務に係る経理についても、同様に一定の基準を設けることも考えられます。

(5)、なお、特定適格消費者団体にとっては、会計処理に関する基準が作成されることにより、適切な団体運営に資するだけでなく、団体における事務作業量

が低減することが期待できるものと考えられます。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。ただいま御説明がありました、第3及び第4につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。澤委員、どうぞ。

澤委員 第3については、以前、私が申し上げたことを詳細に分析していただきまして、まことにありがとうございます。詳細に分析されていらっしゃると思っておりますが、個人的にはちょっと違う見解を持っております。適切な業務を実施するという部分からしてみると、理事は弁護士として受けるべきではないと私は思っております。

利益相反という話が出てくるから、それは受けるべきではないと申し上げているのですけれども、何の利益相反が生まれているかということ、その団体とその理事の利益相反にはなるのですが、その団体の裏にいる人たちは、その団体の理事たちというわけではなくて、この団体の場合はやはり消費者なのだろうと思っております。

株式会社であれば、株主が理事というか、取締役等を選任してという手続を踏むわけですけれども、こういった団体には消費者がそうやって選ぶという手続があるわけではないので、そこはもう少し上の視点から考えなければならないのではないかと思っております。

ただ、私は従前から団体が弁護士に依頼しなくても手続を遂行できるということができればいいという立場をとっておりますけれども、實際上、できない場合もあるのではないかと思っております。

落とすどころとしての御提案なのですけれども、今、コーポレートガバナンスの検討の中では、コンプライ・オア・エクスプレインというルールが提案されています。このルールは、要するに、団体が遵守すべきプラクティスがベストプラクティスとしてはこうである、ただ、そのベストプラクティスを守れない場合には、その理由をしっかりと説明しなければなりませんというルールです。ここでも同じような考え方をとるべきかと思っております。ベストプラクティスとしては、やはり理事は受けるべきではない。ただ、例外的に受ける場合には、何で受けなければいけないのかという理由を消費者が納得できるような形で開示するところが大事なのかと思っております。

あと、開示に際しては、先ほど申し上げましたけれども、個別の弁護士の報酬がどのように使われたのかはやはり開示するべきかと思っております。ガイドライン上は、弁護士法人側、法律事務所側にその義務を負わせられないという話は、以前、私自身が申し上げたような気がするのですが、団体が依頼するときに契約の中でそういう開示があることを条件にすれば、できないこともないのかなと思っております。

今、申し上げているのは、コンプライ・オア・エクスプレインという文脈だけで

もないのですけれども、やはりこういった作業に、どれだけの時間を使って、どれだけの費用が発生したのかを開示していただく必要があるのではないかと考えております。特に理事である弁護士が受けた場合には、そこはより詳細なものが求められるのではないかと考えております。

次に、会計基準については、大事だと思います。

最後の発言になると思うので、今日の総論としての感想的なことを申し上げたいと思います。報酬のところについては、消費者が事件で回収した金額の中から団体が報酬を受けてそれを原資に団体の運営をすることが基本的に考えられていらっしゃるのかなと思います。しかし、私としては、本来、団体は、団体の構成員がいて、その構成員から会費を集めてその団体を運営していくのがベースにあるはずだと思っております。

私は公益社団法人経済同友会に所属しておりますけれども、同友会でも、やはり会員がいて、その会員から会費をいただいて運営をしている形になっておりますし、どうやって会員を増やすかとか、そういったことについては、会員委員会というものを設置して、常日ごろから検討しているところであります。

ですので、こういった特定適格消費者団体におかれましても、そういった会員を増やすところもしっかりと努力される必要があるかと考えております。その上で、例えば、先ほどの10万円というところは足りない部分があるとなりましたけれども、その部分については、そういった会費のところから賄っていくとか、全体的な調整が必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。大高委員。

大高委員 私も、第3に関して意見を申し上げます。私は、澤委員とは違いまして、結論としては、その特定適格消費者団体の理事若しくは専門委員である弁護士が本制度の訴訟委任を受けることが可能であるという考え方自体は、妥当だろうと思っております。

ただ、澤委員が御指摘になった、潜在的といいますか、顕在的かもしれませんが、利益相反の可能性があるのでないかということは全くそのとおりだと思っております。その観点でいくと、特に弁護士職務基本規程28条4号との関係の理由付けは、やや形式的に過ぎて弱いのではないかという気がいたします。

ここに書いてあるとおり、確かに依頼者である団体の同意はありますし、弁護士の会の解説においても、単純に報酬をもらうからというだけで経済的利益が相反するわけではないとされている点はそのとおりではありますけれども、ただ、理事という立場は、特に報酬額を決め得る立場にあるわけですから、潜在的に経済的利益が相反する立場にあり得るという指摘はもっともだろうと思います。

そうだとすれば、この資料にも書かれているところでありますけれども、今後、弁護士職務基本規程28条4号との関係で問題がない理由付けとして、一定の場合に

において議決権の停止がされているといった形での一定のファイアウォールは設けられているといったことも含めて考えれば、特に問題はないのではないかとということで、もう少し理由付けを補強していただいたらどうかと思っております。

先ほど澤委員からまとめの発言をいただきましたけれども、澤委員がおっしゃったように、確かに、団体が広く会員を集めて、広い消費者の支持をもって財政的基盤が得られれば、一番理想なのだろうと思えますけれども、ただ、今回の整理でちょっと難しいのは、会員になってもらうことを授権とかの条件にするわけにはいかないという面があって、それと切り離してやっていかないといけないということがありますので、広がりという面では難しい面があるのかなと思っております。

少額事件で、特に赤字になる事件をどうファンドしていくのか。非常に悩みの尽きないところでありますけれども、そこを何らかの形で手当てをしていかないと、この制度は結局死んだものになってしまうのではないかとすることを危惧しております。私も次回の検討会までにいろいろと考えておきたいと思っております。以上です。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。川口委員、どうぞ。

川口委員 4. の会計基準について、財務諸表の比較可能性ということが言われておりましたが、この非営利団体の財務諸表の比較可能性については、多分、我が国では、NPO法人についてはNPO法人会計基準、一般社団については公益法人会計基準ということで、違う会計基準があって、この財務諸表の統一性については、我が国では未解決の問題ではないかと認識しています。その中で、ここにあるように、比較可能性を担保していくことについてどう考えるかということですが、もともとそれぞれの団体が制度にのっとって決算報告をしている以上、会計基準がダブルスタンダードになるのは当然望ましくないことは言えると思えます。

その中で実務的なことを言いますと、本来あるべき手順で、一つの帳簿に基づいて決算報告書が作成されて、その決算報告書を一定の基準で組みかえるような形で特定適格消費者団体の報告書が作成されているという流れで見ていくのかなと考えます。

さらにその中で、具体的な問題として、被害回復関係業務に係る経理を区分して整理するということが書かれておりますが、この辺が多分ハードルになってくるのかなと。特にNPO法人の場合は、貸借対照表の区分経理は制度的にも要求されておられませんので、ここら辺が少しハードルが高いと考えられる可能性があるのではないかとということで、この辺は法人の意見を事前にもっと聴取する必要があるのではないかと考えます。以上です。

升田座長 榎本委員、どうぞ。

榎本委員 第3の論点については、議決権の停止ですとか、あるいは、一定の、先ほどおっしゃられた情報開示というものが担保されているのであれば、それほど違和感

がない御提案かなと思っております。

第4の論点の会計基準のところですが、(4)のところ、現行の適格消費者団体の経理についても一定の基準を設けるという記述がありますが、これは(5)にあるとおり、団体における事務量が低減することが期待できるという観点から、団体さん側からこういったものをつくってくれという発意があったのか。結局、うまくいっているのであれば、ことさらに基準のようなものを設けて団体運営をやりにくくするのもいかなものかと思ったので、そこも踏まえて御質問させていただいた次第です。以上です。

升田座長 質問について、どうぞ。

小田専門官 今、御質問いただいた点についてですが、団体の中から特にそういう発意があったわけではありません。ただ、被害回復に関しての経理なのですけれども、特定適格消費者団体は適格消費者団体を基礎として成り立っておりますので、結局、被害回復だけの経理を新しいものでもつくっても意味がないかと思っております、そういう意味では、適格消費者団体の経理についても同様の基準を定めてはどうかと考えているところになります。

升田座長 ほかには、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

和田委員 まず、第3の手続追行をする弁護士についてですが、やはり理事と専門委員は分けて考えるべきだと考えております。

専門委員については、特に手続追行することで問題はないと思うのですが、理事については、先ほど澤委員からも御指摘がありましたとおり、やはり利益相反の問題はあると思いますので、本来的に理事である弁護士は手続追行を請け負うべきではないと考えております。

先ほど、コンプライ・オア・エクスプレインでエクスプレインすればいいのではないかという御提案があつて、なるほどと思ったのですが、その場合のエクスプレインの相手方なのですけれども、今回、特定適格消費者団体は消費者のための訴訟手続を代行する立場にあるわけですから、団体がなぜこの理事である弁護士に依頼しなければならないのかということについて説明責任を果たすべき相手方は、手続を委任、授權している対象消費者ではないかと考えております。ですので、対象消費者に対して、どうしてこの人を弁護士として選任しなければならないのか、こういう報酬を支払うことになっているけれども、これはこのように説明がつかますということをきちんと説明することによって、当該対象消費者が納得するのであれば、やむを得ないというか、それで納得して手続に入られるのであれば、よいのではないかと思います。考え方として、やはり理事については利益相反があると思いませんので、本来は受けるべきではないと考えております。

会社法と平行に考えても、役員との直接取引で取締役会ないしは株主総会で承認を受けるべきものであるのと平行で考えると、やはり対象消費者がこの場

合はステークホルダーとして開示を受ける対象として考えられるのではないかと思います。

続いて、会計基準についても申し上げたいのですけれども、会計基準をきちんと用意されるのは大変いいアイデアではないかと考えておまして、特に区分経理は技術的に難しいという御指摘があったのですが、とはいえ、この業務の性質上、必須ではないかと考えております。

被害回復関係業務の費用としていただいたものが、団体のいろいろな業務の中でスタッフの業務がきちんと整理されていないがために、例えば、差止業務にかかる費用が、何となくその中にまざっていて、被害回復関係業務の費用の中に計算として含まれていることがあると、それは制度の趣旨としておかしいと思いますので、ここの区分経理というものは、手間はかかるとは思いますけれども、小規模の公益法人でも、皆さん、努力してやっておられることでもありますので、区分経理をやっていただきたいと思っております。

その関係で、先ほど皆さんから財政基盤のお話があったのですが、例えば、公益法人並みのきちんとした区分経理をなされるのであれば、公益法人の認定を受けるまであと一歩だと思うのです。ですので、公益法人の認定を目指されれば、さまざまな税制上の特典等も得られますので、長期的には特定適格消費者団体で皆さんは公益業務をなさるということであれば、税制上のメリットもありますし、社会からの信頼も得やすいことでもありますので、公益法人を目指すのも一つの考え方かと考えております。

升田座長 そのほかには、いかがでしょうか。三木委員、どうぞ。

三木委員 この手続追行する弁護士についてというところですが、以前の審議を再検討されての書きぶりだと思いますので、私はこのような書きぶりで問題ないかと思っております。以上です。

升田座長 そのほかは、よろしいですか。今の弁護士の点は、確かに何人かの委員の方から御指摘がありますけれども、内部の意思決定にかかわる、法人の準拠された法律の規定とか、定款の規定がどうなっているかという部分は、きちんと見ないと、実は一律には言えない問題と、それに更にプラスして先ほど御意見のありましたような問題があるという、問題が重なっているのだと思います。

ですから、それをどこまでここに書くかという問題はありますけれども、そこを一度御検討いただきたいと思っております。

最後になりますが、きょう、別にこれで終わって全て終わりというわけではありませんけれども、参考人の方で、議論について、御意見ではなくて、何か御発言がありましたら、お願いします。磯辺参考人。

磯辺参考人 意見ではなくてというのが難しいのですけれども、私どもの実情を申し上げますと、会員の拡大ですとか、寄附金をどのように拡充するかについて心を砕いてい

るところでして、日常の活動の中でも一定の重点を置いているところでありまして、認定NPOの認定も受けまして、寄附の控除等も受けられるようにしているということでございますので、その実情を御理解いただきたいと思っております。

その上で、今、そういう会費、寄附を中心にした運営で差止請求関係業務を行うのが、年間2件ぐらいの訴訟を予定して、予算上はほぼいっぱいということございまして、新しい制度につきましては、その制度による収入できちんと回していけることが、ゴーイングコンサーンという意味合いで望ましいと思っております、状況を紹介させていただいております。以上です。

升田座長 ありがとうございます。伊藤参考人、いかがですか。

伊藤参考人 先ほどの発言以降の点につきましては、実情として弁護士である理事が訴訟追行を担当できないとなりますと、その事案についても十分に理解している立場なものですから、そういう意味でもリーズナブルに、逆にできる面もあると思っておりますので、それが消費者のメリットになるところもあるかと思っております。

団体は、磯辺さんもおっしゃっているように、会員の拡大も努力しているところではあります。会員といっても、団体を運営することによってその会員のための直接的なメリットがあるというよりも、むしろ我々の団体は、消費者全体の利益のための活動をするという性質の団体なものですから、結局、会員になっていただける方は、みずからの直接的な利益のためではなくて、消費者全体の利益のために会員になろう、お金を出そうと考えていただける方になってくるのです。そういう意味では、会員を拡大することは大変なことだと理解していただけるとありがたいと思っております。

升田座長 ありがとうございます。本日、予定しておりました検討課題は、これで終了させていただきたいと思っております。12月にもいろいろ予定がありますので、そういった連絡につきまして、消費者庁からお願いいたします。

加納制度課長 本日も、精力的な御議論をいただきまして、どうもありがとうございます。ちょっと感想めいたことで恐縮でございますけれども、前半の報酬の議論は、実はこの検討会における非常に困難な問題の一つでございまして、私どもはいろいろと案を提示させていただいたところでもありますけれども、御納得いただいているところがまだないということだと思いますので、引き続き努力をしてみたいと思っております。

また、この問題は団体の持続可能性とか、そういったところにも深くかかわりますので、団体とも意見交換をしながら、引き続き御相談させていただきたいと思っております。

次回も議論を続行させていただきたいと思っておりますが、委員の皆様方ともいろいろと御相談を引き続きさせていただいた上で、委員のお知恵も拝借しながら、何とか成案を得るように、私どもも引き続き努力を重ねてまいりたいと思っております。

ます。

次回でございますけれども、来月2日、10時からということで予定をしております。議題としましては、本日の続きになりまして、報酬の問題とヒアリングの1回目ということでございまして、関係団体からヒアリングを行うことを予定しております。また、会場等の詳細が決まりましたら、御連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。いよいよヒアリングが終わりますと、取りまとめになってまいりますけれども、急速に寒くなっておりまして、委員の皆様も、今まではいろいろな準備の議論で、いよいよこれから取りまとめということになります。ひとつお風邪をお召しにならないようお願いして、御出席いただきたいと思います。本日は、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上